

最高裁秘書第1897号

令和5年8月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書不開示通知書

1月10日付け（同月13日受付、第040490号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所は予算がなく、寒冷地や温暖地以外では午後5時以降の空調が基本的に入らないため、冬はマフラーを巻いたりコートを着ながら、勉強会に出たり判決を書いたりしている裁判官がいることについて、最高裁がどのような問題意識を持っているかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）